

瀬戸市訓令第4号

本 庁
公 所

市有財産審議会規程（昭和34年瀬戸市規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月12日提出

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 審議会は、会長及び副会長各1人並びに委員 <u>8人</u> をもって組織する。	第3条 審議会は、会長及び副会長各1人並びに委員 <u>9人</u> をもって組織する。
2 会長は副市長を、副会長は行政経営部長を、委員は市民生活部長、都市整備部長、行政経営部経営課長、行政経営部 <u>行政課長</u> 、市民生活部税務課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部 <u>建設課長</u> 及び都市整備部維持管理課長をもって充てる。	2 会長は副市長を、副会長は行政経営部長を、委員は市民生活部長、都市整備部長、行政経営部経営課長、行政経営部 <u>契約財産課長</u> 、市民生活部税務課長、都市整備部都市計画課長、 <u>都市整備部都市整備課長</u> 、 <u>都市整備部道路建設課長</u> 及び都市整備部維持管理課長をもって充てる。
第7条 審議会の庶務は、行政経営部 <u>行政課</u> において処理する。	第7条 審議会の庶務は、行政経営部 <u>契約財産課</u> において処理する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。